

第十五号議案

江戸川区勤労福祉会館条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年二月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区勤労福祉会館条例を廃止する条例  
（昭和五十年三月江戸川区条例第四十号）は、廃止  
する。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

都営住宅の老朽化による建替えに伴い、当該都営住宅内に設置されている江戸  
川区勤労福祉会館を廃止する必要があるため、本案を提出いたします。